

ご寄付ありがとうございました

本会がお預かりした寄付金は、寄付者のご希望に基づき、本会事業の推進等に大切に使用させていただきます。

寄付者 (令和5年6月～令和5年8月) (五十音順)

※「寄付つき商品事業」覚書締結企業様

個人	団体	
倉住 翔太 様	株式会社あおやぎ 楠会館 様	株式会社ラグジュアリー 様
副田 宥子 様	株式会社あおやぎ なでしこ会館 様	三和空調株式会社 様
千葉 幸一 様	株式会社QTnet 様 ※	日蓮宗 本興寺 様
中尾 靖美 様	特定非営利活動法人高齢者・障害者安心サポートネット 様	

(このほか、匿名等で多くのご寄付をいただきました)

使用済切手を集めています

福岡市ボランティアセンターでは、使用済切手を集めています。集めた切手は、ボランティアの方々に整理していただいた後、業者に買い取ってもらい、そのお金で車いすや福祉教材を購入しています。購入した車いすなどは、市民の方へ無料で貸出を行ったり、小中学校など地域での福祉教育に役立てたりしています。

使用済切手がありましたら、ぜひ福岡市ボランティアセンターまでお持ちください。

なお、使用済切手は各区社協事務所の窓口でも受け付けています(郵送可)。

【お問合せ】 ボランティアセンター ☎713-0777



福岡から日本の社会課題を解決する
福岡市社会福祉協議会

【毎月の寄付者募集】

生活の危機にある人やこどもたちを一人でも多く救うために、あなたも「毎月の寄付者」になりませんか。

1日あたり33円または任意の金額を毎月寄付いただく継続的な支援方法です。
※寄付金額の変更や停止はいつでも可能です。

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

令和5年度

ボランティア活動保険

商品パンフレットは
コチラから
(ふくしの保険ホームページ)



保険金額・年間保険料(1名あたり)

団体割引20%適用済/過去の損害率による割増適用

保険金の種類		プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン	特定感染症重点プラン
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円		
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額		6,500円		
	手術 入院中の手術		65,000円		
	保険金 外来の手術		32,500円		
	通院保険金日額		4,000円		
賠償責任	特定感染症	補償開始日から10日以内は補償対象外 ^(※)		初日から補償	
	地震・噴火・津波による死傷	×	○	○	
	賠償責任保険金(対人・対物共通)		5億円(限度額)		
年間保険料			350円	500円	550円

*3月末までに契約手続きが完了し、前年度から継続して契約される場合は初日から補償します。

<重要>

- ◆基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆特定感染症重点プランでは中途加入の場合でも補償開始日より特定感染症が補償対象となります。
- ◆年度途中でご加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆途中でボランティアの入替や、ご加入プランの変更はできません。
- ◆ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。



ボランティア行事用保険

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償

(傷害保険)

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

●このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事 保険会社〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)
この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667
受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

〈SJ22-12223より抜粋して作成〉

ご利用
ください

本紙「ふくしのまち福岡」は、本会ホームページ(https://fukuoka-shakyo.or.jp)で公開しています。また、朗読CDも配布しております。お気軽にお問合せください。

この広報紙は共同募金配分金及び賛助会費を主な財源として作成しております。

社協だより

2023年・秋号

NO.

131

ふくしのまち福岡



▲災害ボランティアバスでの被災地支援の様子

令和5年7月の記録的な豪雨により、福岡県内各地でも甚大な被害が発生しました。被災者の皆さまに対して、心よりお見舞い申し上げます。

福岡市社会福祉協議会では、被災地の1日も早い復旧・復興を願い、ボランティアバスの運行や、被災地の災害ボランティアセンターへの職員派遣などを行ないました。

【災害時のボランティアによる支援について】

災害時には、被災された方々の生活の再建や、被災地の復旧・復興を目的として、行政等による公的な支援だけでなく、ボランティアによる支援・サポートも行なわれています。

福岡市社協では、7月と8月の計2回、久留米市へのボランティアバスを実施(1回目は福岡市との共同運行)し、参加いただいたボランティアにより、被災者宅の土砂の撤去作業や家財道具の片付けなどの活動を行ないました。当日活動いただいたボランティアの皆さまありがとうございました。

〈ボランティアバス参加者の声〉

- ・ボランティアバスがなければ、被災地に行くことはなかったので貴重な経験になりました。
- ・被災地に実際に行って活動してこそその学びがありました。
- ・やりがいがあり、みんなでの「協力」を感じるボランティアでした。

このボランティアバスは、赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」(ボラサポ)の財源を活用して実施しました。

社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会

☎751-1121 FAX 751-1509

〒810-0062 福岡市中央区荒戸3-3-39
福岡市民福祉プラザ4階
URL https://fukuoka-shakyo.or.jp
Eメール sohmu@fukuoka-shakyo.or.jp



福岡市での災害発生に備えて...



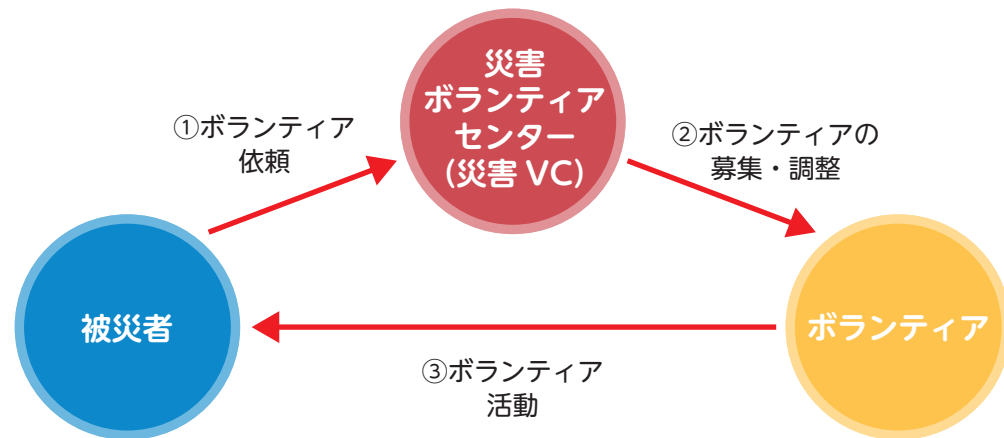
●災害ボランティアセンターについて

大規模な災害が発生した場合、被災地の社会福祉協議会が中心となり「災害ボランティアセンター（以下、「災害VC」）」が設置されることが多くなっています。災害VCでは、被災者の生活の再建に向け、「ボランティア」と「被災者」をつなぐコーディネートなどを行なっています。

福岡市で災害が発生した場合、ボランティアによる被災者への支援活動が必要な状況であれば、福岡市が災害VCを設置し、福岡市社協が災害VCを運営することとなっています。

被災者は、ボランティアに支援・サポートをお願いしたい困りごと（例：家屋内の泥のかき出し、片付け・清掃、家財の整理など）がある場合には、災害VCへ依頼し、センターが調整したボランティアが被災者宅に派遣される仕組みです。

福岡市社協では、福岡市と「災害時におけるボランティア活動に関する協定書」を締結し、災害VCの設置や運営に係る協力体制を整えているほか、災害時に敷地の提供が可能な大学等と災害VCの設置場所に関する協定も締結しています。また、災害支援団体等とのネットワークづくりや、災害VC設置・運営訓練の実施など、いざという時に備えた平常時からの取組みも進めています。



●平常時の見守りと災害時の避難支援との連動に向けて

発生直後の場面では、ご近所や地域の中で、特に一人で避難することが難しい高齢者や障がい者の方などを中心に、安否を確認しあったり、一緒に避難（避難誘導）をするといった支え合い・助け合いが大切になります。

日頃からのつながりがなければ、いざ災害時に地域で助け合うことは難しいため、福岡市社協では、福岡市、また地域団体（自治協議会、校区社協、民生委員など）と協力しながら、平常時からの見守り活動で顔の見える関係をつくり、災害が起こった時にも地域で助け合えるような体制づくりに取り組んでいます。



職員応援派遣による災害VC運営支援

福岡市社協では7月15日から久留米市災害VCに職員を派遣し、災害VCの運営支援の業務にあたりました。ボランティア希望者の活動へのコーディネートや、問合せへの対応など、様々な業務を行ないました。

今回の災害VC派遣での経験を通し、災害VC運営のノウハウを共有・蓄積し、福岡市で発生する災害に備えていきたいと思ひます。



成年後見制度をご存知ですか？

～福岡市成年後見推進センターにご相談ください～

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、ひとりで決めることが難しい人がお金の管理や生活に必要な契約・手続きをする際にお手伝いする制度です。本人や親族などからの申立てによって法的な権限を持って支援する人（後見人など）を家庭裁判所が選任します。

「福岡市成年後見推進センター」は、福岡市から委託を受けて開設された成年後見制度の相談窓口です。市民や相談支援機関等の皆さまから、制度の概要や利用方法などについてご相談をお受けしています。

お気軽にご相談ください。

一 般 相 談 ※来所相談は要事前予約

- 当センター職員より制度や手続きの流れなどをご説明します。
- 日 時：火曜日～土曜日 午前9時～午後5時（祝休日・年末年始を除く）
- 相談方法：電話、来所

成年後見相談会 ※要事前予約

- 弁護士、司法書士、社会福祉士による専門相談です。
- 日 時：第2火曜日、5月・8月・11月・2月の第4火曜日 午後1時～午後4時（1件45分）



福岡市成年後見推進センター 福岡市市民福祉プラザ3階

【お問合せ】 ☎ 092-753-6450 FAX 092-734-2010

ホームページ：https://fukuoka-shakyo.or.jp/seinenkoken.html

福岡市成年後見推進センター

検索



注目の1冊

地震・台風時に動けるガイド 大事な人を護る災害対策

（辻直美 監修／メディカル・ケア・サービス, Gakken）



日本でも幾度となく起こってきた地震や台風といった自然災害。いつ起こるか分からない災害に備え、防災グッズや備蓄を用意している方も多いことでしょう。用意していたモノを使っていかに

生き延びるのか、そして、いかに自分以外の大事な人たちを守るのか、このテクニックを知ることこそが災害に備える上で本当に大切なことなのです。阪神淡路大震災や東日本大震災など多くの災害をみえてきた医療職であり、防災の重要性を伝える第一人者として活動する著者が、要介護者・高齢者・家族など大事な人を「護る」ための「人に優しい防災」を教えます。

【お問合せ】 福祉図書・情報室 ☎ 731-2946

フードデリバリーを活用した 買い物支援のご案内

近年、高齢化等の進行に伴い、食料品や日用品の買い物に行くのが困難という声が地域から寄せられており、福岡市社協では、福岡市とともに買い物支援に取り組んでいます。

福岡市は今回新たに、「ウーバーイーツ」と買い物支援共同事業に取り組むことになりました。

「店舗が近くにない」「坂が多くて買い物が大変」「子育てや介護で買い物に行けない」など買い物に困っている方へのアンケートを実施し、オンラインによる買い物サービスの普及、利用促進を目指していきます。アンケートにご協力いただける方は、下記のQRコードから詳細をご確認ください。

利用要件・方法

- ▽高齢、障がい、子育てや介護、急なけが、病気等で買い物に困難を感じている人、またはその家族
- ▽免許返納等で将来の買い物に不安を感じている55歳以上の人事業詳細やアンケートへの協力については、市ホームページ（「福岡市 ウーバー 買い物支援」で検索）をご確認ください。



フードデリバリーを活用した
買い物支援プロジェクト事務局
【お問合せ】 ☎ 0120-385-039

